

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

（1）請求人は、平成○年○月にA社からB会社（以下「会社」という。）に出向となり、パソコン操作等の業務に従事していたところ、平成○年○月に首、肩のこり、不眠、強い疲労感を感じたことから、C医院に受診し「頸肩腕症候群、不眠症、不安神経症、末梢神経障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同月○日から平成○年○月○日までの間休業した。

その後、請求人は、同月○日に職場復帰したが、同年○月○日に上記A社が合併したことにより、D会社に出向となり、Eセンターにおいて伝票処理等の業務に従事していたところ、再び全身の痛み、不眠、右手首、両手親指等に痛みが現れたため、同年○月○日から同年○月○日までの間休業した。なお、この間、請求人は、同年○月○日、F医院に受診し「右デケルバン炎」と診断された。

請求人は、同年○月、職場復帰したが、徐々に首、肩に痛みが広がり、両手指、肘に痛みとともに、両手に麻痺が現れたことから、平成○年○月○日、G診療所に受診し「頸肩腕障害」と診断され、同月○日から3回目の休業をした。

（2）請求人は、監督署長に本件疾病は、会社における過重な業務が原因であるとして、休業補償給付及び療養補償給付を請求したが、監督署長は、平成○年○月○日付けで、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支

給しない旨の処分をした（以下「第1次処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成○年○月○日付けでこれを棄却した（以下「第1次裁決」という。）。

その後、請求人は、第1次処分の取消しを求めて、地方裁判所に提訴したが、同裁判所は平成○年○月○日付けで原告（請求人）の請求を棄却する旨の判決をした。

- (3) 請求人は、この間、後続請求として、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したが、監督署長は、第1次処分と同様の理由により、また、上記請求期間のうち、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係るものは時効により請求権が消滅しているとして、これを支給しない旨の処分を行った（以下「第2次処分」という。）。

請求人は、第2次処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は同年平成○年○月○日付けでこれを棄却した（以下「第2次裁決」という。）。

- (4) 請求人は、今般、本件疾病の後続請求として、監督署長に平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付を請求したが、監督署長は、第1次処分と同様の理由により、これを支給しない旨の処分を行った（以下「第3次処分」という。）。

請求人は、第3次処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認めら

れるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

当審査会は、すでに第1次裁決及び第2次裁決により本件疾病が業務上の事由によるものと認められないとして、請求人の療養補償給付及び休業補償給付の請求を棄却したところである。本件は、休業期間のみを異にして本件疾病の後続請求として休業補償給付の請求をしたものであるが、格別新たな主張立証は認められない。

当審査会としては、請求人が従事した業務は「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準」（平成9年2月3日付け基発第65号）及び「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準の運用上の留意点について」（平成9年2月3日付け事務連絡第1号）の要件を満たさず、本件疾病は業務上の事由によるものと認められないとした第1次裁決及び第2次裁決の判断を、本件において変更する理由はないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。